

都留市史

資料編 古代・中世
近世 I

「勝山記」と「妙法寺記」の解説

ここには「勝山記」と「妙法寺記」とを並記する型で紹介したが、すでに知られているように、本来、この両者は同一のものであって、それぞれ成立時期の異なる写本の一つにすぎないものである。従ってこれらのもととなつた原本が存在すれば、あえてこうした型で比較する必要もなく、写本時の写し違いを問題にする意味もない。しかし残念ながら原本は存在せず、今後、発見される可能性もほとんどないと思われる。現状では現存している写本類の検討によつて、その成立過程や筆者などを考察するほかないのである。

現存する写本類の書誌的な調査は、現在ではかなり進んでいると思われ、主要な写本類はすでに紹介されつくした感が強い。そうし

た中にあって、残存する各種の写本を整理し、比較検討した結果、「勝山記」系のものと「妙法寺記」系のものとで、若干その記述の異なる部分のあることが明らかになってきたのである。

すでに知られているように、本来この書物は無名のものであつて、現在でこそ年代記の形式にまとめられているが、当初の形式は、もつと細かな日誌風のものであつたのか、単に一年ごとの暦の余白に書きつけられた簡略なものであつたのかの予測すらできなない。現在の型にまとめ直された時期は、もう少し内容的な研究が進めばいざれ明らかになるとは思うが、現在のところ、その成立年代は不明としか言いようがないが、推定としてはこの記録の最後部分が一つの目安となるう。

ところで、この無名の古記録が初めて世に紹介されたのは、古い時期ではなく、文政九年（一八二七）に江戸の学者小山田与清が所有していた写本をもとに、小林正与が木版本として百部作製してからである。この時、すでにそのもととした写本に「妙法寺記」の書名が付されていたのかどうかも、今日では不明であるが、世間に「妙法寺記」の名が知られるようになったのは、この木版本が校刊され定的にしたのが、塙保己一が編さんした「続群書類従」に「甲斐国妙法寺記」の名で収録されたからである。その際、底本としたのはやはり小山田与清の写本であり、しかも別に一本を求めてこれと校合しており、その結果、小山田氏藏本の前に寛永元年（一六二四）から寛正六年（一六三七）までの二十七年間分の記事を増補した外、本文中のかなりの部分にも訂正を加えたのである。その時、校合に用いた別本は、かなり小山田氏藏本とは様相を異にするものであったため、できあがった「続群書類従本」は、両者を折衷したものとして、又一つ様相の異なる本となってしまった。

ここで問題となるのは、文政九年に刊行された流布本としての小山田氏所藏本は、どういう経路で小山田氏の手に入ったかということである。それについては、既に丸子直氏が適切な史料を紹介しているように、小山田氏の弟子である鈴木基之の『松陰隨筆』（日本随筆大成六）の中に、「妙法寺記録は、わが高田の大人、甲斐国吉田の神官田辺重斐がもたりしを、写得られしにて、文正元年より永禄四年までの事しるしたれば、文正永禄間記と名づけられしを、

勝山古記 甲斐都留郡勝山村
源朝臣定能曰、此記偶得古寺中、捨上冊而写下冊、
以備峠中一典故、本無号不便呼称、因名勝山記、
而非余名之、乃勝山之古記也

玉代記 山梨郡八幡村別当普賢寺所藏
一条過去帳 同郡一条庄一蓮寺什物

の一葉をもち、更に卷初に寛永元年から寛正六年迄と、巻末に永禄五・六の兩年の記事を持っているものである。これを考へるに、『勝山記』の巻首にみえる「天平感宝云々」以下の記載は、明らかに『甲斐國志』編纂當時の備忘として書かれたものであり、さらにその『勝山古記』についての説明内容からして、『甲斐國志』編纂当初、松平定能が都留郡の古寺中から探し求めて、下冊のみを写して、『勝山古記』と仮題したことがわかる。それでは、この塙忠韶所藏の『勝山記』がイコール『甲斐國志』備用稿本としての『勝山古記』かというと、これは同一のものではなく、『甲斐國志』稿本としての『勝山古記』から転写された数本の中の一つであり、これに類するものは、現在、静嘉堂文庫の旧色川三中氏の蔵書と神習文庫（無窮舎）の旧井上頼園氏の蔵書中にも、全く同様のものが現存しているし、その他にも、現存はないが、東大図書館所蔵の旧南葵文庫蔵書目録中に見える『勝山記』も、この系類に入ると推定され、これらすべては、相互に転写関係に先後があるにせよ、その祖本は『甲斐國志』稿本としての『勝山古記』であることは、ほぼ誤りないと思われる。

後に都留郡の日蓮宗の住僧が記録なるよしかうがへ得つとて、かく題号を改られしなり」とあるように、吉田の浅間社の御師の田辺重斐の持つていたものを写し帰つて所蔵しており、後にそれが『妙法寺記』であることを知つて、『妙法寺記録』と改題したことがわかる。現に小山田与清の隨想録である『松屋筆記』を繰つていくと、『妙法寺記録』の名で、隨所に引用されていることでも明らかである。従つて、いわゆる文正元年から永禄四年まで所蔵の『妙法寺記』を中央に持ち来たつたのは、小山田与清ということが出来る。

それでは、小山田氏をして、その藏本が『妙法寺記』であると認知させ、又木版本を続類従へ所蔵の際に校合に用いた別本とは、どういう経路で中央にもたらされたものであろうか。それについて結論からいえば、『甲斐國志』の編者である松平定能と考える。というのは続類従本の稿本と思われる旧教部省藏本として、現在内閣文庫の所蔵にかかる『妙法寺記』の貼紙註記に「東京府士族（保己一の孫）塙忠韶所藏勝山記、載スル所文正元年ヨリ永禄四年ニ至ルノ事、此法寺記書ト大同小異ニシテ、勝山記従フヘキ多シ、又同書卷首ニ載セシ天平感宝云々ノ一葉、及ヒ寛正六年ニ至ルノ事ト、卷末永禄五・六年兩年ノ事トハ、皆此書ニ載セタル所ナリ、今勝山記ヲ以テ之ヲ補訂ス、明治十五年五月十四日、滝沢規道」、とあることによつてもわかるように、その際校合に用いられたのは、塙忠韶所藏の『勝山記』であることが知られる。この『勝山記』なる本は卷首に、

「天平感宝、愚管抄云天平感宝元年七月二日孝謙天皇即位（下略）

そしてこの『甲斐國志』の稿本となつたもののもとの本は、現在、勝山村の御室浅間神社所蔵の『勝山記』であると思われる。つまり、『甲斐國志』編纂の過程（文化三〇十一年）で、先にみた文化十五年以前に小山田与清によって中央に持たらされた『妙法寺記』とはかなり様相の異なる『勝山古記』が、松平定能の手によつて中央にもたらされたのであり、その両者の関係をもつとも象徴的に現わしているのが『続類従本』であるといえる。

以上、いわゆる『妙法寺記』が一つは『妙法寺記録』として、一つは『勝山古記』として、いずれも文化年間に中央に持ち出され、それが各々数回転写され、かつ相互に校合されていく経過を述べたのであるが、これと同様の現象は地方においても起つていてとが、萱沼英雄氏の紹介している地方の写本類の存在によつても窺えるが、それは煩雑になるので、ここでは省略しておく。

ここで一つ気がかりなのは、小山田与清が写し取つて帰つた『妙法寺記』系写本の吉田神官の田辺重斐所蔵本のゆくえであるが、現在そこに該当するものがどの写本かわからない点である。それはともかくとして、この本が江戸に紹介される以前から、地元には、かなり様相の異なる『勝山記』系のものと『妙法寺記』系のものとが存在していた点が明らかであり、それぞれの成立時期や書写人などの具体的なことは、今となつては明らかにできないが、その分化が意外と早い時期であったことが推測される。

次にこの記録の本文等からみて、この期の同種の年代記などと関連させて、この記録の原型について、二、三のべておきたいと思

文龜 (一五〇二)	貫主様ヨリ當分法寺ヲ給ル	狐人ニ成テ人ノ家來ト成	久雲不降	誤寫	曲筆	明應 (一五〇〇)	貫主様ヨリ當妙法寺ヲ賜ル	同 年
大永 (一五〇八) 改元 8/20	キッ子ニ人成テ人ノ家ニ來リ	エチコノ國ヨリコホウ関東ヘ向玉フ	越後國ヨリ小堀関東ヘ向玉フ	職名ヲ人名ト誤ル	誤讀	大永 (一五〇四) 二〇〇四	キッ子ニ人成テ人ノ家ニ來リ	永正 (一五〇四) 二〇〇四
米ハ三升粟六升大豆六升小麦二升ニ鉢壳申候皆人錢ニ申候	久速ヨリ圓乗坊ト申学頭ヲヨヒ越申候テ	久速ヨリ圓乗坊ト申学頭ヲヨヒ越申候テ	久遠ヨリ圓乗坊ト云学者呼メサレ	久遠ヨリ圓乗坊ト云学者呼メサレ	久遠ヨリ圓乗坊ト云学者呼メサレ	久遠ヨリ圓乗坊ト云学者呼メサレ	久遠ヨリ圓乗坊ト云学者呼メサレ	久遠ヨリ圓乗坊ト云学者呼メサレ
六升と六升ノ間写本時脱落	和潤(流レル)草書不読文意相反ス	文意ヲ誤ル						
モ申候大麦六升小麦二升ニ鉢壳申候皆人錢ニ申候	信州ト當國トトモノ殿見ツキ候テ御立處ニ和談云云ト云云	信州ト當國トトモノ殿見ツキ候テ御立處ニ和談云云ト云云	信州ト當國トトモノ殿見繼候而御立候處ニ和談云云ト云云	信州ト當國トトモノ殿見繼候而御立候處ニ和談云云ト云云	信州ト當國トトモノ殿見繼候而御立候處ニ和談云云ト云云	信州ト當國トトモノ殿見繼候而御立候處ニ和談云云ト云云	信州ト當國トトモノ殿見繼候而御立候處ニ和談云云ト云云	信州ト當國トトモノ殿見繼候而御立候處ニ和談云云ト云云
『大豆六升小麦二升ニ鉢壳申候皆人錢ニ申候』	駿河ト甲州ハ未ダ和聞無シ	駿河ト甲州ハ未ダ和聞無シ	駿河ト甲州ハ未和睦無シ	駿河ト甲州ハ未和睦無シ	駿河ト甲州ハ未和睦無シ	駿河ト甲州ハ未和睦無シ	駿河ト甲州ハ未和睦無シ	駿河ト甲州ハ未和睦無シ
『大永(一五二五)』	永正十二年(一五二〇)	永正十一年(一五二一)	永正九年(一五二二)	永正九年(一五二二)	永正五年	永正五年	永正五年	永正五年
『大永(一五二五)』	甲州へ取ルシルシ數万騎霜月廿三日	甲州へ取ルシルシ數百騎霜月廿三日	甲州へ取ルシルシ數百騎霜月廿三日	甲州へ取ルシルシ數百騎霜月廿三日	常在寺ノ日運	當在寺日運	當在寺日運	常在寺ノ日運
『大永(一五二五)』	名ヲ經王院ト、廳テ此年	食ハ達者ノ百ニスヌムナリ	達者ナル人ノ様ニスヌム也	達者ナル人ノ様ニスヌム也	雪雨日積	雨日積	雨日積	雨日積
『大永(一五二五)』	信州ト當國トトモノ殿見ツキ候テ御立處ニ和談云云ト云云	信州ト當國トトモノ殿見ツキ候テ御立處ニ和談云云ト云云	信州ト當國トトモノ殿見繼候而御立候處ニ和談云云ト云云	信州ト當國トトモノ殿見繼候而御立候處ニ和談云云ト云云	常ヲ當ト誤写	常ヲ當ト誤写	常ヲ當ト誤写	常ヲ當ト誤写

妙法寺記（小山田本）誤写比較一覧（流石氏の著書より転載した
文）

う。まず、「勝山記」「妙法寺記」という名称であるが、これは前述したように、勝山記系にせよ、妙法寺記系にせよ、いずれも江戸末期の文化年間に初めて銘名されたものであって、より原型に近いものは無名のものであつた点をまず確認しておきたい。従つてもし、その書名を統一する必要があるならば、その記録された内容の検討によつて、その書物の性格を明らかにした上で決定すべきものと考える。そうした意味では、かつて塩田義遜氏が「妙法寺記並にその原本について」(『捷神』二四号・昭和一三年)で考証し、ついで草薙英雄氏が『妙法寺記の研究』(妙法寺・昭和三七年刊)で主張

したようだ。この年代記を河口湖町小立の日蓮宗寺院である妙法寺の住僧の書きついだものとの説が先行し、その書名が定着してしまったが、その後、丸子亘氏が「勝山日記と妙法寺記」（立正大学文学部論叢）一七号（昭和三八年）で、詳細な書誌的な検討をした結果、現在勝山村の富士浅間神社で所蔵している「勝山日記」が現存している写本類の中では、より原型に近いものである点を明らかにしている。さらに流石奉氏は『勝山記と原本の考証』（図書刊行会、昭和六〇年刊）において両者の対校を試みた結果、次のような校異点を明らかにしている。

年号AD	勝山記原本	妙法寺記(小山田本)	誤写
(文正元 (一四六六))	東郡御影 立正寺御影 堂立	當郡久遠	妙法寺記(小山田本)
(文明三 (一四七二))	光長寺大坊定リ玉フ	御堂立影	誤写
(文明十七 (一四八五))	小石澤ニテ七日行道アリ	光長寺大坊宅玉フ	行ヲ横ニ読ム
(延徳元 (一四八九))	又京ニ王崩御トテ福徳二年庚戌年号ヲ賛(替) 大飢饉シテ	小石澤ニテ去被返	七日ヲ去ル、行道ヲ被
(明應三 (一四九四))	『此年一季中ニ三度季号賛ルナリ』以外ニ (脱落)	返トス、草書不読	見落ス、貴ルト、貴ル同字ノ間
早雲入道麿テ相州ヘ	耕作ハ半分モ実不入	耕作三分ノ実入ナリ	文意替エル
早雲入道諫テ相州ヘ			麿ト諫テヲ誤ル

萱沼英雄氏が『妙法寺記の研究』(妙法寺・昭和三七年刊)で主張

以上の点などを参考とするところ 現存するものでいえば 妙法寺記系のものよりも、勝山記系の「勝山記」が、より正確な古写本とすることになり、その点で流石氏が考証したように、この記録は勝山富士浅間社の寺内僧庵であった日蓮宗の淨蓮寺の住僧らが代々書きついだものを、ある段階で一人の僧がまとめ直して成立した記録であろうとの所説は、大変有力な仮説として、現在のところ通説化しつつあるといつても過言でない。

次に原型はどんな形態的特徴を持っていたかというと、この記録

の持つ二つの限界つまり年代記であるという点と、寺院関係の記録であるという点から、この時期のこれに類するもの、例えば『興福寺年代記』、『嘉元記』（法隆寺年代記）、『会津塔寺八幡宮長帳』、甲斐のものでいえば、『塩山向獄禪庵小年代記』、『王代記』などと同様の性格を持つと考えてよからう。そしてこれらの形態的特徴は、本来は寺家備用の暦、年中行事、日誌などに書き込まれたものであって、その記事の性格は、備忘録、追記的記載、数人の書きつけによることなど、首尾一貫した記載形式を持つたものではないこそ

とが知れよう。この記録の原型もそうであつたが、それがある段階

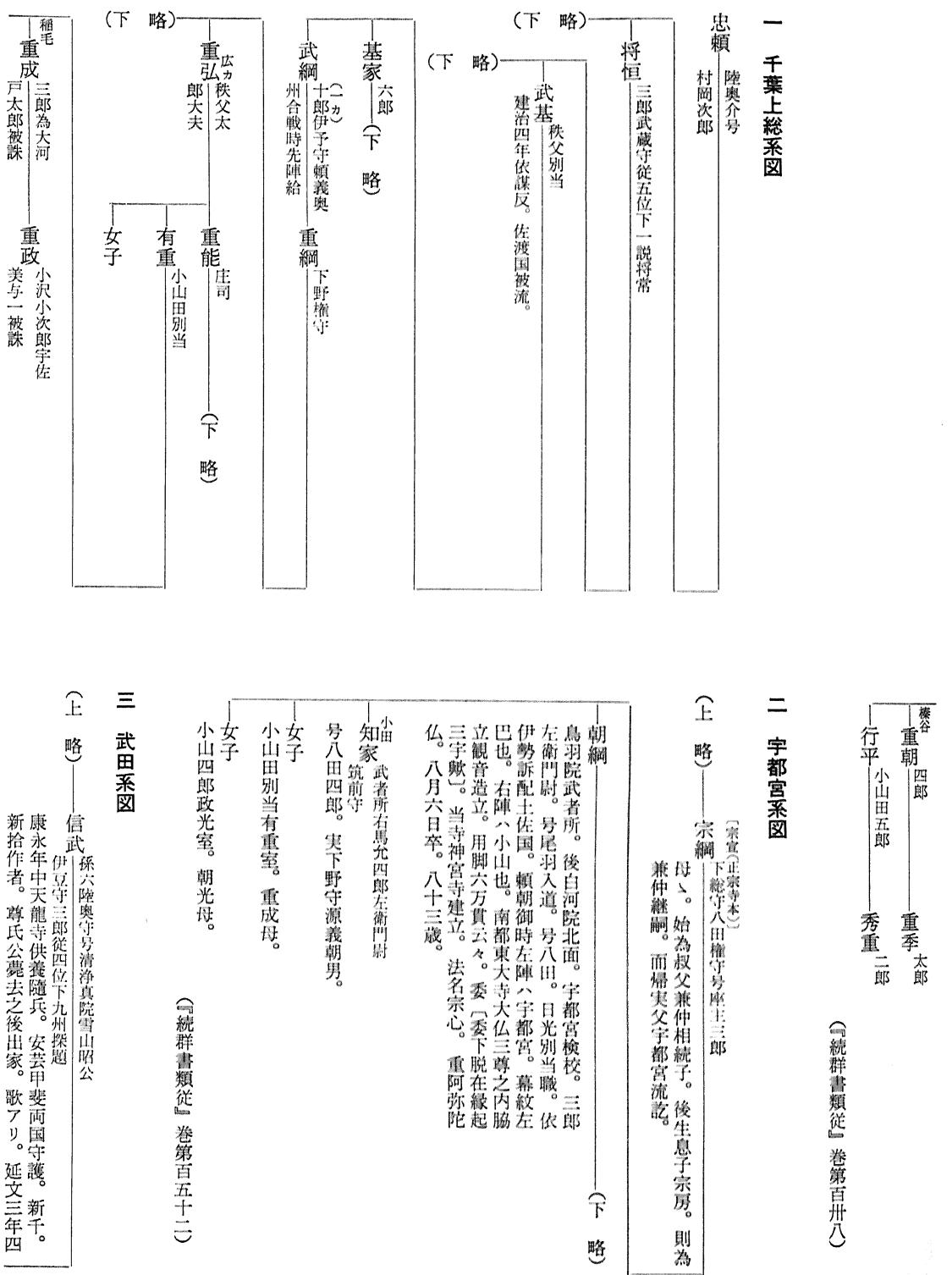
で何らかの意図を持って整理され転写されると、その記載形式に一定の統一概念が附加され、場合によつては恣意的な変化さえ起るものである。この記録に幾通りもの呼称があり、その書載年代がまちまちであり、本文の校異が著しいことが、それを証明している。従つて從来なされてきた原本そのものを追求するという方向から、視野を広げて、『勝山記』の原型の追求、つまりはその記録の性格を明確にさせていくことが重要であると思うし、このことは原本が転写されていく過程で成立する種々の写本類についてもいえることでもある。

る

この作業で確認できたことは、明らかに写本としては「妙法寺記」系のものの方が後発であるという点と、内容的にみても「勝山記」系の祖本である勝山富士浅間社所蔵の『勝山記』が現状での最良の写本であるという点である。

最後に従来は秘蔵の余りにこうした型での対校がむづかしかったが、幸い勝山富士御室浅間社のご配慮を得て、作業を完全なものに

小山田氏系図



一、「千葉上総系図」は、初期小山田氏の系譜を記載していることにより収録した。小山田氏は、秩父重弘の子有重が、武藏国小山田荘に住し、地名を名字としたことに始まるものである。このことについては、『尊卑分脈』所収の桓武平氏系図を始め、多くの系図にみられることからも、疑いのない事実として認めてよかろう。鎌倉幕府の公式史書たる『吾妻鏡』には、有重の子として「小山田三郎重成」・「同四郎重朝」・「同五郎行重」が所見されるが、重成・重朝は、別にそれぞれ「稻毛三郎重成」・「棒谷四郎重朝」としても所見される。これは、重成・重朝が、それぞれ武藏国稻毛荘・同様御厨に住し、地名を名字としたことによる。行重は一貫して「小山田五郎」として所見されるので、有重の後継者に位置付けられていたとみて間違いかろう。本系図には、「小山田五郎」として「行平」がみえているが、これは仮名が同一であることから、行重の誤りと解される。また、本系図には「行平」+行重の子として「二郎秀重」が挙げられている。この秀重については他の史料に所見されないものの、行重の子息に関する貴重な所伝といえよう。

二、「宇都宮系図」は、下野宇都宮宗綱の娘が、小山田有重の妻となつている記載がみられるために収録した。

三、武田系図については、小山田氏関係の記事が次の四点についてみられるので収録した。第一点は、室町時代中期の甲斐国守護武田信重の母が小山田氏の娘である、という記載である。これは、おそらく戦国末期の成立といわれる軍記物である『鎌倉大草紙』に、信重の母が、郡内の小山田弥二郎の娘で、信重は都留郡で生れた、という記載がみられることに基づいたものであろうが、尊重すべき

(中略)、左衛門ノ佐殿は小山田兵衛妹聰なり」という記述がみられる。武田左衛門佐の実名は、系図によつては、信則の他信光とも言われているが、その発給文書にみられる「信堯」とするのが正確であろう。なお、この系図では、御宿友綱を、武田信繩の弟信惠の孫に位置付けていたが、この点は何等かの誤伝と考えられる。

四、「小山田ノ略系図 写」は、小山田有重の菩提寺である大泉寺によつて、おそらく江戸時代に作成されたものとみられる。小山田行重の後、罪線をひかないで、『太平記』にみられる小山田太郎高家の名を記していることからみて、当時、一般的に知りうる文献からのみ構成されているとみられる。その意味では、日新しい情報は含まれていないが、参考史料として収録した。

五、「甲州長生寺開基小山田家由緒」は、小山田越中守信有を開基とする都留市内の長生寺によつて、やはり江戸時代になつて、開基小山田氏と長生寺との関係を明らかにするために作成されたものと思われる。系図史料ではないが、戦国期の郡内小山田氏の系譜を考察する上で、参考とすべき記述がみられるので収録した。戦国期の郡内小山田氏の家督は、永正五年に戦死した弥太郎の後は、越中守信有・出羽守信有・弥三郎信有・信茂と継承されたというが、江戸時代後期に編纂された『甲斐国志』以来の通説といつてよかろう。

この史料においても、天文十年(1541)二月死去の長生寺殿契山存心大禪定門を越中守信有(史料では「出羽守」とするも明白な誤り)、弘治元年(1548)八月二十三日死去の常胆院桃隱宗源大禪定門を出羽守信有、天正十年(1582)三月十四日死去の武山長文大居士を信茂に、

所伝であろう。第二点は、戦国期初頭の甲斐国西郡の国人領主武田(大井)信達の娘が、小山田氏の妻となつている記述である。これについては、他に裏付けとなる史料はみられないものの、貴重な所伝といえよう。その際、問題となるのは、武田信達の娘を娶つた小山田氏が誰かという点である。信達の娘を娶つてのことからも、これは郡内小山田氏の家督とみなしてよかろう。信達の娘を娶つた小山田氏が誰かという点である。信達の娘を娶つてのことからも、これは、武田信虎の妻となつていることから、その小山田氏は、信虎と同時代の人物とみなされる。従つて、永正五年(1508)に、信虎と戦つて討死した小山田弥太郎か、その嫡子と推定されている小山田越中守信有のいずれかに該当しよう。第三点は、その武田信虎の姉妹の一人、すなわち戦国期初頭の甲斐国守護武田信繩の娘が、「小山田左兵衛尉光俊」の妻で、信茂の母となつている記述である。しかし、これは年齢的な問題からみて、明確な誤伝であろう。この点は、例えば「両武田系図」(『続群書類從』卷第百二十三)には、「小山田出羽守妻」とのみある。おそらくこれは信繩の娘が郡内小山田氏の家督に嫁したことを示すものとみられ、その人物とは、既に諸先学の指摘にもあるように、小山田越中守信有のこととみて間違いかろう。第四点は、小山田信茂の妻が、駿河国駿東郡の国人領主葛山氏の一族の御宿監物友綱(系図では「信友」)の姉妹の人となつていて、という記述である。この他、信茂の妻の妹が、「武田左衛門佐信則」の妻となつていて、という記述がみられる。これについては、江戸時代前期に成立したとみられる軍記物である『甲陽軍鑑』品第五十七にも、「勝頼公御従弟武田左衛門ノ佐殿史料集 第四集』(町田市史編纂委員会、元治年刊)・『町田市史 上巻』(同上、元治年刊)である。それは、従来、信茂の前身と捉えられてきた弥三郎信有を、信茂とは別人と判断し、新たに一代を設けたものである。その根拠は、弥三郎信有と信茂の花押型が全く異なること、弘治二年(1548)十二月廿七日付小河原大蔵右衛門尉宛判物(『小河原文書』)とほぼ同内容のものを、永禄十年(1567)七月十六日付で小河原土佐守宛で発給しており(『同上』)、その際、前者は「信有」署名で、後者は「信茂」署名である上、後者には、わざわざ「契山・桃隱之判形之任筋目」という文言がみられる。永禄十年十一月吉日付桃隱軒宛信茂判物(『長生寺文書』)において、「桃隱茶湯漬」として寄進された地が、元亀四年(1573)初秋三日付の長生寺宛信茂寺領書立(『同上』)において、「為桃隱菩提」とされていること、を挙げておる。確かに、以上のこととは、弥三郎信有と信茂とを同一人と捉えた場合、解釈に苦しむ事柄であり、その意味で言えば、現存の史料状況に拠る限りでは、弥三郎信有と信茂とは別人とみなすのが妥当であるとさえいえよう。ただ、この史料などにみえて、いる所伝も無下に否定してしまうのもためらわれる。この問題については、結局のところ、契山・桃隱を誰に比定するかということであろう。通説では、契山を越中守信有に、桃隱を

小山田氏系図

出羽守信有に比定し、『町田市史』では、弥三郎信有を一代に設定していることから、契山を出羽守信有に、桃隱を弥三郎信有に比定している。この点、前に触れた元亀四年初秋三日付の長生禪寺宛信茂寺領書立は興味深い史料といえよう。ここには、信茂に至る小山田氏歴代が長生寺に寄進した寺領を書立てるにあたり、寄進者と、当時の長生寺住持の名が記されているからである。寄進者として、耕雲・契山・信茂の三人があげられ、契山・信茂より菩提を弔われた小山田氏の歴代として、義山・涼苑・桃隱の三人がみられ、また、長生寺住持は、開山・明庵・笑伝の三人がみえている。特に、契山は、開山・明庵の二代にわたって寄進しており、これによって、契山の実名比定が可能となる。しかしながら、残念なことに、現在、長生寺には歴代住持に関する史料はほとんどみられないとのことである。従って、契山および桃隱の実名比定については、なお確定しない、というのが現状であろう。なお、長生寺の寺伝によれば、永正八年(1511)に、小山田越中守信有が、一道光円禪師を請じて開山とし、寺領二十二貫文を寄進したとしている。この寺領二十二貫文というのは、先の信茂寺領書立には、契山寄進分としてみえているそのものであり、これに拠れば、契山は越中守信有に比定される。また、弥三郎信有と信茂とを同一人として扱う前提として、両者が同一の印判を使用している事実があるようにも感じられるが、言うまでもなく、これは他大名でもよくあることで明確な根拠たりえない。さらに、江戸時代に成立した軍記物に信茂の年齢が記されており、これが弥三郎信有の年齢（永禄五年五月吉日付富士浅間大

菩薩宛願文写「甲斐国社記卷十九」において「平信有正年廿三」とあり、逆算すれば天文八年の生れ）に一致したとしても、軍記物の性格上、根拠たりえないことは言うまでもない。

以上、小山田氏歴代の系譜について、現段階での研究状況と問題点などを紹介してきたが、いずれの場合も歴代についての決定的な傍証を欠き、結論を得るまでに至らなかった。いずれも今後の課題であろう。

(黒田基樹)